

6 営 第 150 号
令和 6 年 5 月 2 日

(営繕工事関係団体の長) 様

京都府建設交通部営繕課長

工事情報共有システム活用の試行要領(営繕工事)の改定について(通知)

平素は、京都府の営繕工事にご協力いただきありがとうございます。

本府における工事情報共有システム活用の試行要領(営繕工事)を下記のとおり改定しましたので、通知します。

記

1 改定内容

- (1) 総合評価競争入札において、「生産性向上への取組」として、「情報通信技術の取組(実績)」を評価することに伴う条項漏れの修正
- (2) 官庁営繕が公表している工事情報共有システム機能要件の対応状況の中からシステム提供者を選択するよう変更

2 適用日

令和 6 年 5 月 2 日以降に新たに入札公告を行う営繕工事から適用する。

担 当	営繕課 建設設備管理係
連絡先	075-414-5380



工事情報共有システム活用の試行要領（営繕工事）

（趣旨）

第1条 この要領は、京都府が発注する営繕工事において、ASP方式の工事情報共有システムの活用により、更なる受発注者間の業務効率化及び書類の簡素化を図るため、必要な事項を定めたものである。

（対象工事）

第2条 発注者が工事情報共有システムに取り組むことを指定する「発注者指定方式」、または受注者が工事着手前に発注者に対して工事情報共有システムに取り組む旨を協議したうえで取り組む「受注者希望方式」のいずれかの方式による。

受注者は、工事情報共有システムを行う場合、契約後、速やかに試行希望の意思を「工事打合簿」により監督職員へ通知する。

（システム利用により共有する書類）

第3条 「工事打合簿（指示・協議・承諾）」及び「工事報告書」とする。

（使用するシステム）

第4条 国土交通省が公表する最新の「営繕工事における情報共有システム機能要件」を満たす工事情報共有システムを使用することとし、「情報共有システム提供者における機能要件の対応状況」に記載されているシステム提供者の中から受注者が選択することとする。当該システム利用登録や利用料支払等の手続きは、受注者とシステム提供者とが直接行うこととする。

（システム利用料）

第5条 工事情報共有システムの利用に関する費用（登録料及び利用料）は、当初契約に含まれていないため、試行対象工事で工事情報共有システムの利用を認めた工事については、当該工事の契約後に共通仮設費へ計上し設計変更で対応する。

（工事成績評定での加点）

第6条 工事情報共有システムを利用した工事については、工事成績評定の創意工夫（主任監督員）において、1点加点する。

なお、履行の確認ができなかった場合における減点は行わない。ただし、総合評価競争入札で加算点を申請している場合は減点の対象とする。

（実施証明書）

第7条 発注者は、工事情報共有システムの利用を認めた工事については、別紙1の実施証明書を発行する。

（システム利用に関するアンケート）

第8条 受発注者を対象としたアンケート調査を実施する。現場技術者は、完成検査までに別紙2のアンケートを監督職員へ提出すること。監督職員は、現場技術者から受け取ったアンケートに発注者分を添え、速やかに建設交通部営繕課建設設備管理係まで提出すること。

（設計図書等への明示）

第9条 試行対象工事は、現場説明書において、以下のとおり記載することとする。

工事情報共有システムについて

○発注者指定方式

○受注者指定方式

工事情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

工事情報共有システムを用いて作成及び提出を行った工事関係図書については、別途紙に出力して提出しないものとし、署名又は押印がなくても書面として有効とする。

受注者がASP方式の工事情報共有システムの利用を希望する場合は、発注者と協議し、発注者の指示に基づき当該システムを利用することが出来る。

(1) 工事情報共有システムにより共有する工事書類は、「工事打合簿」と「工事報告書」とする。

(2) 使用する工事情報共有システムは、国土交通省が公表する最新の「情報共有システム提供者における機能要件の対応状況」に記載されているシステム事業者を選定することとする。

(3) 工事情報共有システムの利用に関する費用（登録料及び利用料）は、当初契約に含まれていないため、試行対象工事で工事情報共有システムの利用を認めた工事については、当該工事の契約後に共通仮設費へ計上し設計変更で対応する。当該システム利用登録や利用料支払等の手続きは、受注者とシステム事業者とが直接行うこととする。

(4) 工事情報共有システムを利用した工事については、工事成績評価の創意工夫において加対象とする。

なお、履行の確認ができなかった場合における減点を行わない。ただし、総合評価競争入札で加算点を申請している場合は減点の対象とする。

(5) 工事完成時に、工事情報共有システム利用に関するアンケートを提出すること。

- 2 試行対象工事以外の工事で、受注者がASP方式の工事情報共有システムの利用を希望する場合は、発注者と協議し、発注者が承諾した場合に当該システムを利用することが出来る。発注者が承諾する際の工事打合簿には、以下のとおり記載することとする。

工事情報共有システムについて

工事情報共有システムを用いて作成及び提出を行った工事関係図書については、別途紙に出力して提出しないものとし、署名又は押印がなくても書面として有効とする。

(1) 工事情報共有システムにより共有する工事書類は、「工事打合簿」と「工事報告書」とする。

(2) 使用する工事情報共有システムは、国土交通省が公表する最新の「情報共有システム提供者における機能要件の対応状況」に記載されているシステム提供者を選択することとする。

(3) 工事情報共有システムの利用に関する費用（登録料及び利用料）について、発注者は負担しない。当該システム利用登録や利用料支払等の手続きは、受注者とシステム事業者とが直接行うこととする。

(4) 工事情報共有システムを利用した工事については、工事成績評価の創意工夫において加対象とする。

(5) 工事完成時に、工事情報共有システム利用に関するアンケートを提出すること。

(補足)

第10条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

令和4年11月1日 改定

令和5年9月12日 改定

令和6年5月2日 改定